

広島市広告付き観光サイン 整備及び維持管理等業務

募集要領

令和 8 年 7 月

広島市経済観光局観光政策部

〔目 次〕

1	業務名	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	目的	・ ・ ・ ・ ・ 1
3	基本事項	・ ・ ・ ・ ・ 1
4	業務内容	・ ・ ・ ・ ・ 1
5	応募者の資格等	・ ・ ・ ・ ・ 1
6	応募手続	・ ・ ・ ・ ・ 2
7	提案条件	・ ・ ・ ・ ・ 5
8	審査方法等	・ ・ ・ ・ ・ 5
9	協定の締結等	・ ・ ・ ・ ・ 6
10	その他	・ ・ ・ ・ ・ 6
11	問合せ先	・ ・ ・ ・ ・ 7

別添	業務仕様書
別紙 1	広島市広告付き観光サイン設置の取扱方針
別紙 2	広島市広告付き観光サイン整備及び維持管理等業務 事業者特定基準
別紙 3	広島市広告付き観光サイン整備及び維持管理等業務に関する協定書（案）
別紙 4－1	広島市観光サイン一覧
別紙 4－2	観光サイン設置箇所位置図－1（市内中心部・段原地区・西広島）
別紙 4－3	観光サイン設置箇所位置図－2（二葉の里歴史の散歩道周辺） 観光サイン設置箇所位置図－3（都心周辺部）
別紙 4－4	広島市広告付き観光サイン一覧
別紙 4－5	広告付き観光サイン設置箇所位置図
別紙 5	個人情報取扱特記事項

応募書類書式

- （様式 1）参加資格確認申請書
- （様式 2）構成員調書
- （様式 3）宣誓書
- （様式 4）申立書（広島市税用）
- （様式 5）募集要領等に関する質問書
- （様式 6）辞退届

1 業務名

広島市広告付き観光サイン整備及び維持管理等業務

2 目的

本市では、昭和62年に策定された広島市総合サイン計画に基づき、平成元年から市内中心部など180か所に観光サインを設置し、適時、更新や維持補修をしている。

本業務は、駅などの交通結節点又は多くの人を訪れる観光施設の周辺等を中心に、広告付き観光サインを設置し、地図情報の更新を含む維持管理等の費用を広告収入により賄うことにより、サインの良好な維持管理等を行うとともに、観光客への観光情報の発信や利便性の向上を図るものである。

3 基本事項

(1) 実施場所

広島市中区、東区、南区及び西区

(2) 業務期間（協定期間）

協定締結日から20年を経過する日が属する年度の末日まで

ただし、当該期間中、道路占用許可及び道路使用許可が得られることを条件とする。

(3) 費用負担等の考え方

事業者が提案する内容、整備、維持管理等に必要な費用等については、全て事業者の負担によるものとする。

(4) スケジュール

事 項	時 期
① 公示	令和8年7月15日（水）
② 参加資格確認申請書類の受付	令和8年7月15日（水）～令和8年7月29日（水）
③ 質問書の受付	令和8年7月15日（水）～令和8年8月5日（水）
④ 質問書への回答	質問書受付後随時
⑤ 参加資格確認結果の通知	令和8年7月31日（金）
⑥ 応募書類の受付期限	令和8年8月19日（水）
⑦ プレゼンテーションによる審査	令和8年8月26日（水）
⑧ 審査結果の通知	令和8年8月下旬（予定）
⑨ 協定の締結	令和8年9月上旬（予定）

4 業務内容

別添「業務仕様書（広島市広告付き観光サイン整備及び維持管理等業務）」及び別紙1「広島市広告付き観光サイン設置の取扱方針」を遵守すること。

5 応募者の資格等

(1) 応募者の構成等

ア 応募者の構成は、単一の法人又は複数の法人で構成される事業者グループとし、事業者グ

ループの場合は構成員の中から代表法人を定めることとする。

イ 事業者グループの代表法人又は構成員は、他の事業者グループの代表法人又は構成員として参加することはできない。

(2) 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年規則第28号）第2条の規定に該当していない者であること。

イ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

ウ 公示日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

エ 次に掲げる者でないこと。

(ア) 後記8の選定委員会の委員

(イ) (ア)の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及びこれらの組織に所属する者

(ウ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体

(エ) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体

6 応募手続

(1) 募集要領等配布

募集要領及び応募書類書式は、広島市ホームページからダウンロードできる。

〔ダウンロード先〕

広島市ホームページ総合トップページ「事業者向け情報」の「入札・契約情報」

⇒「入札発注情報」の「プロポーザル・コンペの案件情報」

⇒「令和8年度 プロポーザル・コンペ案件」

⇒【公募型プロポーザル】広島市広告付き観光サイン整備及び維持管理等業務

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

ア 配布期間 公示日から令和8年7月29日（水）までの日（閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49条）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 配布場所 広島市経済観光局観光政策部おもてなし推進担当

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

（広島市役所本庁舎5階）

(2) 参加資格の確認

本募集への参加を希望する者は、参加資格確認申請書類を提出し、参加資格の確認を受けること。

参加資格確認の結果、適合するとされた事業者が、本募集に参加することができる。

ア 受付期間 公示日から令和8年7月29日（水）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時3

0分から午後5時15分まで

イ 受付場所 前記6(1)イに同じ。

ウ 受付方法 持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。令和8年7月29日（水）午後5時15分必着。）により提出すること。

エ 添付書類 応募時には次表の書類を提出すること。また、事業者グループで応募する場合は、構成する者全員について該当する書類を提出すること（1及び2を除く。）。

書 類	様式	備 考
1 参加資格確認申請書	様式1	
2 構成員調書	様式2	複数の法人が一つの事業者グループを組んで応募する場合のみ必要。
3 企業等概要	任意	
4 登記事項全部証明書(履歴事項全部証明書) (※)	—	応募する日から3か月前の日以降に発行されたもの。 複写不可。
5 広島市税について滞納がないことの証明書	—	応募する日から3か月前の日以降に発行されたもの。 複写不可。 広島市税を納める義務がない場合は、申立書（様式4）を提出すること。
6 消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書	—	
7 宣誓書	様式3	

(※) 応募者が広島市競争入札参加資格者名簿に登録されている者の場合は不要

オ 参加資格確認結果の通知等

全応募者に対し、参加資格確認結果を通知する書面を郵送する。なお、誤字、脱字、落丁、添付書類漏れ等がある場合には、応募者に対し、資料の修正等を依頼することがある。

(3) 募集要領に対する質問の受付及び回答

ア 本募集要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間 公示日から令和8年8月5日（水）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

(イ) 受付場所 前記6(1)イに同じ。

(ウ) 受付方法 募集要領等に関する質問書（様式5）に記入の上、電子メール又はFAXのいずれかの方法により提出すること。

イ 前記アの質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、広島市ホームページに掲載する。

〔掲載場所〕

広島市ホームページ総合トップページ「事業者向け情報」の「入札・契約情報」

⇒「入札発注情報」の「プロポーザル・コンペの案件情報」

⇒「令和8年度 プロポーザル・コンペ案件」

⇒【公募型プロポーザル】広島市広告付き観光サイン整備及び維持管理等業務

(4) 企画提案書の提出

ア 企画提案書記載項目

表紙には「広島市広告付き観光サイン整備及び維持管理等業務 企画提案書」と記載するとともに、提案者名を記載すること。ただし、提案者名の記載は正本のみとし、副本には、社章など、提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。

企画提案書に記載する内容は次表のとおりとする。

区 分	項 目	記 載 内 容
(ア)業務体制	—	事業を遂行するための体制について ※ 配置する従事者が事業の遂行に資する資格を有する場合は、その資格を明記するとともに、資格証の写しを添付すること。
(イ)実施計画	—	事業を遂行するための具体的な計画について
(ウ)類似事業の実績	—	類似事業の実績件数と具体的な内容 ※ 当該事業の実績が確認できる契約書及び仕様書の写しを添付すること。
(エ)企画提案	a 事業全体	・ 本業務に対する基本的な考え方 ・ 設置基数と配置計画
	b 躯体	・ 素材やサイズ、照明設備等の仕様について ・ コンセプトや全体のデザイン、色、設置方法について
	c 維持管理	・ 清掃の具体的な方法及び実施体制 ・ 緊急時の具体的な対応方法と体制
	d 表示方法	・ 地図面（地図以外の表示を含む）の表示方法について ・ 広告面の表示方法について
	e 表示内容	・ 地図面の更新に対する考え方 ・ 地図のコンセプト、構成、デザイン ・ 地図以外の表示のコンセプト、内容、構成、デザイン ・ 多言語表示、ピクトグラムの活用
	f 広告面	・ 掲載する広告の内容に対する考え方 ・ 広告の具体的な販売方法 ・ 広告内容への苦情に対する具体的な対応方法
	g 自由提案(※)	観光客等の利便性や安全性の向上等につながる付加機能など、上記以外の独自提案について自由に記載。
(オ)地域経済の活性化への寄与について	—	本業務を通して、どのように地域経済の活性化に寄与するか。

(※) 自由提案とは、広告付き観光サインの価値向上等に資すると考えられる提案をいう。

- (例) ・本市の観光振興等に資する情報の発信
・デジタルサイネージによる災害情報の発信
・既存観光サインの清掃や地図情報等の更新
・広告付き観光サイン周辺における歩道の清掃 等

イ 提出部数等

(ア) 提出部数 正本１部、副本１０部

- (イ) 書式体裁 大きさは、A4判縦置き横書きとする。（資料やイメージ図など、見やすくするためA3判を使用する場合は、A4判の大きさに3ツ折りにすること。）
- (ウ) その他 企画提案書は1者1提案とし、2つ以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。

ウ 提出期限及び提出場所

- (ア) 提出期限 令和8年8月19日（水）午後5時15分【必着】
- (イ) 提出場所 前記6(1)イに同じ。
- (ウ) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）により提出すること。

(5) 提案の辞退

参加資格確認申請書類を提出した者が辞退する場合は、辞退届（様式6）を次のとおり提出すること。

- ア 提出期限 令和8年8月19日（水）午後5時15分【必着】
- イ 提出場所 前記6(1)イに同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）により提出すること。

7 提案条件

企画提案書の内容は、別添「業務仕様書（広島市広告付き観光サイン整備及び維持管理等業務）」に示す内容を遵守すること。なお、これに合致していない提案については失格とし、審査の対象としない。

8 審査方法等

(1) 選定委員会

企画提案書の審査は、広島市広告付き観光サイン整備及び維持管理等業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。選定委員会では、応募者から提出された企画提案書について、別紙2「広島市広告付き観光サイン整備及び維持管理等業務 事業者特定基準」に基づき審査を行い、候補者1者を特定する。

(2) 審査方法

全応募者に対し、プレゼンテーションによる審査及び質疑応答の実施を予定している。なお、プレゼンテーション時の追加資料の配布は認めないこととし、質疑応答に対する回答は、提案内容の補足・修正として取り扱う。

ア 審査実施日

令和8年8月26日（水）に開催することを予定している。詳細については、別途応募者に通知する。なお、1提案につき持ち時間は30分（提案内容説明20分、質疑応答10分）とする。

イ 審査基準

別紙2「広島市広告付き観光サイン整備及び維持管理等業務 事業者特定基準」のとおり。

ウ 候補者の特定

- (7) 選定委員会において、提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を候補者として特定する。

ただし、本業務を実施する目的、内容に鑑み、別紙「事業者特定基準」の合計得点（200点満点）が、本市の求める最低基準（120点）に達していない場合、又は業務体制（10点満点）、実施計画（10点満点）、類似事業の実績（10点満点）がそれぞれ本市の求める最低基準（6点）に達していない場合は、候補者とせず、得点の第二順位の者を候補者として特定する。

なお、得点の第二順位以下の者も同様に上記の最低基準に達していない場合は、候補者とししない。

- (イ) 得点と同じ者が2者以上いる場合には、選定委員会で協議の上、候補者を特定する。

エ 審査結果

- (ア) 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに、全応募者に書面により通知する。なお、審査内容及び審査結果に関する問合せ及び異議等については、一切応じない。

- (イ) 審査結果の公表

審査結果通知後、応募者全員の商号又は名称、評価結果、候補者及び次点候補者について、広島市ホームページで公表する。

9 協定の締結等

- (1) 本市は、令和8年9月上旬までに、提案内容実施のために定めた協定を候補者と締結する。
(2) 協定の内容は、別紙3「広島市広告付き観光サイン整備及び維持管理等業務に関する協定書（案）」のとおりとする。なお、協定書の詳細については、本市と候補者で協議の上、決定する。

10 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、提案内容を基に詳細な内容を本市と協議の上決定することとする。
(2) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
(4) 提出された企画提案書等は返却しない。
(5) 提出期限後における企画提案書の差替及び再提出は、本市が求める場合を除き認めない。
(6) 次の場合は失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。

ア 応募者の資格を満たさなくなった場合又は応募者の資格を満たさないことが判明した場合

イ 提案書等の提出書類の内容に虚偽があることが判明した場合

ウ その他不正行為をした場合

- (7) 提出された企画提案書に係る内容は、事業者の特定の目的以外に使用しない。ただし、広島市情報公開条例に基づく情報開示請求があつたときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
(8) 本募集に応募しようとする者は、公募を開始した日から候補者の公表までの間において、本業務に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけること

を禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、応募者の資格を失うことがある。

11 問合せ先

広島市経済観光局観光政策部おもてなし推進担当

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL 082-504-2676

FAX 082-504-2253

メールアドレス kanko-omo@city.hiroshima.lg.jp